



Title	中国ネット世論形成における伝統メディアとインターネットの共働についての考察：「労働教養制度の改革・撤廃」を事例として
Author(s)	劉, 亜菲
Citation	国際広報メディア・観光学ジャーナル, 18, 115-136
Issue Date	2014-03-18
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55170
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	departmental bulletin paper
File Information	Jimcts18_07_Liu.pdf



中国ネット世論形成における伝統メディアとインターネットの共働についての考察¹ —「労働教養制度の改革・撤廃」を事例として—

北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院博士課程

劉亜菲

劉亞菲
LIU Yafei

Investigation on Interaction between Traditional Media and Internet through the Formation Process of Chinese Internet Public Opinion: Taking the Example of Education-through-Labor System Reform

LIU Yafei

abstract

This paper, taking the example of Education-through-Labor System Reform, conducts the investigation on the interaction and mutual complementation status between traditional media and Internet through the formation process of Chinese Internet public opinions. Firstly, it analyzes the BBS posts about the system from 2003 to 2012, whose result indicates that, from 2003 to July 2012, on the Internet, there were a few posts criticizing the system, appealing to system reform. Until August 2012, the Tang Hui Education-through-Labor Case led to a huge climax of calling for the abolition of the system. Then, this thesis follows the process of the Case's exposure, reporting and formation of views, and reaches conclusions that the cross-media activity that journalists release information via micro-blog promotes the formation of public opinions and the influential public opinions are formed through the interaction between traditional media and Internet. Moreover, this research shows the conditions of the public opinion formation operated by the interaction under the media-management of the Chinese Government.

1 研究背景と問題の所在

1990年代以降、インターネットに象徴される社会の「情報化」が進み、中国も情報革命の波に巻き込まれた。21世紀に入ってから、中国インターネットは急速に普及し、2013年12月の時点では、ネットユーザー数は既に6.18億人に至り、普及率は45.8%に達し、携帯電話のネットユーザーも5億人に上っている²。インターネットの普及と共に、中国のコミュニケーション環境は大きく変容した。2003年の「孫志剛事件」³をはじめとして、2007年の「PX事件」⁴、2009年の「躲猫猫（かくれんぼう）事件」⁵など、ネット上で社会問題や公共議題が大きく取り上げられ、民衆による意見表明がなされ、ネット世論として政府への圧力となり、政策過程に影響を与えたケースがしばしば見られている。正に、インターネットは「中国的民主を推進するエンジン」⁶として位置づけられている。こうしたネット世論はどのようなメカニズムで形成されているのか、政治の民主化にいかなる影響力を及ぼしうるのかという問題が顕在化してきている。本研究は中国のネット世論形成における伝統メディア⁷とインターネット⁸の相互補完・共働の様相に焦点を当て、これらの問題にアプローチしていく。

中国でネット世論が勃興する背景として、主に次の二点が考えられる。一点目は、経済成長一辺倒による社会問題の多発である。1978年から、中国は改革開放という「快速転換期」に入った。1992年以降、全面的な市場経済へと移行する過程において、階層分化が進み、新たな利益集団が生まれ、社会構造の多元化や価値観の多様化が急速に進行してきた。しかし一方では、政治体制改革が停滞する中、人々の意見表明を支え、公平な利益分配を図るメカニズムの欠如が鮮明になった。1990年代の後半から、社会格差の拡大や政治腐敗、環境問題、食品安全問題といった市場経済の負の側面が露呈し、21世紀に入っては、社会衝突や突発的な公共事件が多発するようになっていく。二点目は、民衆による意見表明の意欲や公民権を守る意識が日増しに強まっている反面、民意を反映するはずの従来のシステムが十分に機能していないことである。例えば、党政組織、人民代表制度、政治協商制度、社団組織、陳情制度、マスメディア、行政指導受付制度などが民意を反映する政治システムとして挙げられる。だが、党の指導という大きな枠組みの下でこれらの機関は独立性が弱く、一般民衆や弱者集団の利益追求を十分に代弁できていない（呉2011：112-128）。

現代の欧米や日本社会において、マスメディアが人々の情報交換と情報共有を支え、世論形成の媒体を担っていることは言うまでもない（安野2006：37）。それに対して、中国のマスメディアは党・政府のメディア管理体制と管理制度によって、機能を発揮する機会が大きく制限されている。1980年代から、伝統メディアは市場化・産業化改革の展開に伴って、宣伝、産業、報道という三位一体の複合体になりつつあり、情報伝達機能や監督監視機能を

▶1 本稿の一部分は、日本マス・コミュニケーション学会・2013年度春季研究発表会（2013年6月松山大学）で口頭発表をした。貴重なコメント・質問を下された参加者のみなさまに感謝申し上げます。本稿に思わぬ不備・誤りなどがあれば、その責任は全て著者に属するものです。

▶2 中国インターネット情報センター（CNNIC）が発表した「第33回中国インターネット発展状況統計報告書」を参照
<http://www.cnnic.net.cn>

▶3 2003年3月、広東省広州市の会社員（28歳）孫志剛氏が身分証明書の不携帯で警察に拘束され、収容所内で暴行を受け、三日後死亡した。この事件は「都市流浪物乞いの収容移送制度」を批判するネット世論を巻き起し、制度の廃止を後押しした。

▶4 化学工場建設のプロジェクトが市民の反対によって廃案になった事件。

▶5 雲南省の24歳の男性李喬民氏は盗伐の疑いで勾留され、拘留所に11日間収容された後死亡した。地元の公安局が死因について、「拘留所で同室の囚人と『かくれんぼう』をしていた時、壁に頭をぶつけて死亡した」と説明したため、ネット上で批判が噴出した。この事件とその後拘留所で発生した一連の不審死事件を契機に、「拷問」禁止が『国家人權行動計画（2009～2010）』に書き加わった。

▶6 国営新華通信社の公式サイト「新華網」が2008年12月9日に掲載した特集「2008：互聯網加速中国民主政治進程」を参照
http://news.xinhuanet.com/local/2008-12/09/content_10472682.htm

- ▶7 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、通信社などの従来のメディア及びその公式サイトを指す。
- ▶8 ポータルサイト、ブログ、マイクロブログ、BBS掲示板、SNSなどのソーシャルネットメディアを指す。

果たせるようになった（西2008：290-291）。とは言え、党・政府がメディアを管理する体制が変わっていないため、権力による伝統メディアやジャーナリストへの支配力がいまだに強い。例えば、メディア管理体制に応じて、メディアがそれぞれ、中央、省、市、県という行政と同様の等級を与えられ、対応する等級の党・政府機関の指導管理の下に置かれている（高井2011：158）。こうした「条（縦割り行政）塊（横並びの地域）分割」のメディア構造によって「地域やそれぞれの業界で発生した重大な事件・問題について、地方政府の利益や政治的実績に関わっているため、該当地域のメディアが報道しないという現象が生じる」（西2008：192）。また、政治的に「敏感」な議題や事件に関する報道も厳しい内容規制がかけられており、報道が問題視された場合は、メディアが管理部門から処罰を受け、記者・編集者が職場から追われるケースも珍しくない。

このような背景から登場したインターネットは、その遍在性、脱地域性、即時性、匿名性、規制の難しさによって、情報発信・収集、意見表明・認知のルートを拡大させ、従来の「条塊分割」のメディア構造、権力による情報独占を突き破る可能性を提示した。インターネットを通じて、政治的に「敏感」な議題、地方権力や部門権力の妨害によって隠蔽されていた問題が暴露され、弱者集団やマイノリティーの訴え、不満が噴出しているのである。

しかし、ネット世論形成のメカニズムを論じていく上で、インターネットを単独に取り上げ、或いは「伝統メディア対インターネット」という二項対立の観点で語るのは難しい。むしろ、両者が相互補完・共働している中で世論が形成されていると考える。もとより、メディア管理制度の一環として、取材・調査活動を行うには当局が発行する記者証が必要である。信頼に足る情報提供には伝統メディア・ジャーナリストの報道機能や調査機能、取材網、専門的な視点が不可欠だと言えよう。

中国の伝統メディアは市場化・産業化改革に伴って一枚岩ではなくなっている。1990年代から、都市報などの一定の経営自主権を獲得し、市場に関心を向ける大衆紙が急成長した。その中で、「公共利益のため」との報道理念が芽生え（西2008：261-267）、プロフェッショナリズムの実践が断片的局部的に見られるようになった（陸・潘2002）。報道現場では、「条塊分割」のメディア構造による制限や報道規制を突破しようとするために、「異地（地域を跨がる）監督」報道⁹や、卓球のエッジボールのように規制すれすれの報道といったメディア実践が展開されている（西2008：193-199；張2006：126-129）。特に、インターネットの強みを活かして報道活動を行い、報道・言論空間を切り開こうとする伝統メディア・ジャーナリストの動きは目立っている。例えば、ネットで反映された議題や問題を積極的に取り上げ、より掘り下げた調査報道や追跡報道を行っていく。更に、2009年以降、「微博」¹⁰の発達に伴い、報道規制により伝統メディアでは書かなかった或いは書けなかった報道を、ジャーナリストは「微博」を通じて実現させ、伝統メディアの報道を突き動かす現象も顕在化しつつある¹¹。

一方、中国においてインターネットは無条件の情報自由空間ではない。党・政府権力側は統治に利するように多様なネット管理・誘導対策を講じて（李

- ▶9 他の省、市の事件や問題をめぐって行う監視性を持つ報道。
- ▶10 マイクロブログ。中国では、世界中で普及しているツイッターが遮断されている。その代わりに、「微博」が創設された。「新浪微博」は最大級の「微博」サービスサイトで、2012年12月の時点で、アカウント数は5億を越えた（『新華網』2013年2月21日掲載「新浪微博用戶数超5億」を参照
http://news.xinhuanet.com/info/2013-02/21/c_132181760.htm）。
- ▶11 2012年12月7日までに、「新浪微博」で開設されたメディア関係者の「認証アカウント」（ユーザーの身分が「新浪」に認証されたアカウントである。一般的に、ユーザーの本名、所属、肩書きを開示する）は92945個になっている。（『人民網輿情監測室』が2013年1月に発表した『2012年新浪媒体微博報告書』を参照）

2009；福島2011)、ネット空間をコントロールしようと試みている。例えば、情報フィルタリングシステムの構築、情報の遮断・削除、ネット警察の設置などの対策によって、ネット上で全く発信できない、或いは発信すると直ちに削除されるような政治的に「敏感」な情報が多数存在する。また、党機関紙、国家テレビ局、国営通信社など宣伝機能を本位とするメディアがネット空間へ入り込み、ネット世論誘導の役割を果たしている。例えば、2010年8月、国営新華通信社の公式サイト「新華網」は重大なネット事件を取り上げて報道や評論を行うコラム「中国網事」を設けた。2012年7月、党中央機関紙『人民日報』は「新浪微博」で公式アカウントを開設し、時事問題や突発事件、ネット上の話題をめぐって報道や評論を積極的に投稿している(万2012)。

以上から、ネット世論形成のメカニズムを捉えていく上では、伝統メディアとネットの相互補完・共働の動きが無視できない一方、党・政府の管理下で、その共働が実現でき、世論形成に効果的に作用する上での条件と限界があることは明らかである。この二点について、先行研究では実証的・学術的に十分に考察されてきたとは言いがたい。そこで本稿は「労働教養制度改革・撤廃」¹²をめぐり世論形成を事例にあげて、ネット世論形成における新旧メディアの相互補完・共働の実態、その共働が効果的に世論形成に機能しうる条件と限界を実証的に考察したい。

▶12 各地方政府の労教管理委員会が裁判などの司法手続きを経ずに公民を最長4年間まで拘束できる中国特有の行政処罰制度である。

2 先行研究

民主主義社会において、19世紀の交通革命と通信・情報革命の下に、大衆民主主義の政治空間が成立し、マスメディアは人々が政治社会を認識し、意見を作り、表明するような世論形成の媒介となった(谷藤2010)。1990年代以降、インターネットに象徴される「情報化」は世界で進行し、世論研究に新たな要素が加わった。メディア複合環境における世論形成を考えるにあたって、遠藤(2004:61-62)は「マスメディアVSインターネットという図式、或いは『インターネットが世論を形成する』という表現はミスリーディングであり、問題とすべきは『複合メディア環境に置けるメディア間の相互参照』にある」として、「間メディア性」の視点を提起した。しかし、日本やアメリカでは、メディアの報道自由が制度によって保障されているため、高度な発展を遂げたマスメディアは世論形成の主役を担っていると考えられている(山田2001:13-16；安野2006:37-39)。日本やアメリカでは、政治系ブログはマスメディア情報への依存度が極めて高く、マスメディア情報から情報を選択して解釈・分析する存在であること(小笠原2012)、ブログ上の議論が用語的にも構造的にも新聞と類似していること(田村2005)は既に実証的に証明されてきた。また、アメリカの「ラザーゲート事件」¹³(竹下2010)、日本のNHK「奇跡の詩人事件」¹⁴(青木ら2003)といった事例からネットが伝統

▶13 CBSの報道番組はジョージ・W・ブッシュ大統領に関する兵歴疑惑を取り上げて、州兵時代のブッシュが優秀な軍人とは言えなかったことを示す当時の上官が書いたとされる未公開メモを公開したが、放送開始直後からいくつかのブログを中心にメモが偽造されたものと疑惑の声が沸騰し、検証作業が行われた事件。(竹下2010)

▶14 重度の脳障害を抱える少年を取り上げた番組『奇跡の詩人』は放送中に、不自然な場面が多く、放送局が十分な検証も行わず番組の内容を真実であると確信して放送したなど、BBS掲示板「2ちゃんねる」を中心に疑問や批判が沸き起こった事件。(青木ら2003)

メディアを監視・批判する動きが見られているが、多くの場合は、伝統メディアがニュースの第一情報源として機能しており（竹下2010）、議題設定や情報伝達の先導役を務めていることは否めない。

中国では、1949年の建国から1978年の改革開放路線が導入されるまでの間、すべてのメディアが国有化されていたため、メディアのコミュニケーションは上から下へという一方向であり、本当の世論の場が形成されることは困難であった（孫2013：184）。この時期の世論研究もほぼ空白である（劉2000）。1980年代以降、党指導層がマスメディアの世論形成機能を認識し始め、マスメディアに党の方針や政策を宣伝するような「党の世論機関」としての役割を求めてきた（樊・劉2011）。党の世論誘導と世論監督宣伝政策の下で、国内初の世論学の著作『基礎輿論学』（劉1988）が出版され、その後の十年余、世論の理論研究や世論調査法などの基礎研究が次第に展開されていた¹⁵（劉2000）。

21世紀に入ってから、インターネットの普及により、中国では大衆世論形成の場が初めて現れた（胡2009）。「ネット世論元年」と呼ばれる2003年以来、ネット世論形成研究が年を追って急増する。その中に、崔（2012）のような、インターネットを単独に取り上げ、「ネットが世論を形成する」という枠組みで問題を提起するものが圧倒的に多い。崔（2012）はネット世論形成過程を「議題設定」「議題持続」「意見集約」「世論消滅」という四つの段階に分けて、各段階の影響要因がそれぞれ、事件の持つ性格と情報源（主に著名BBS掲示板）、ネット上でのオピニオンリーダー、ページビュー数とコメント数、ネット上における意見表明の状況であると分析している。伝統メディアやジャーナリストの役割にほとんど触れていない。また、伝統メディアとインターネットの伝達内容に大きな違いがあることから、「二つの世論の場」の存在を主張する論者もいる。その中の一人He（2009）は、中国の政治コミュニケーション空間に「二重の討論の場」（Dual Discourse Universes）があるとしている。一つは、党・政府にコントロールされている主流メディアを媒介とした「官の討論の場」¹⁶であり、もう一つはインターネットや口コミ、ショットメッセージを媒介とした「民の討論の場」¹⁷である。しかし、これらの研究は、前述した伝統メディアの多様化やメディア実践、ネット技術への活用といった要素を見落とし、世論形成における伝統メディアの役割を捉え損なっていると言えよう。

一方で、ネット世論形成における伝統メディアとネットの共働・補完関係に注目する議論や報告書も見られる（駱2012；連2012；杜2009；祝ら2012）。これらの論点は本稿の問題意識に一致する。即ち、インターネットは独立した情報源となっており、中国の言論空間を拡大している。しかし、信頼性と専門性に欠けているがゆえに、そこでの情報や議論が政策過程に影響を及ぼすような世論になるには、伝統メディアやプロのジャーナリストによる取材・調査・報道・評論が必要不可欠である。ネット世論形成は伝統メディアとインターネットの共働しているプロセスであろう。しかし、新旧メディアの共働・相互補完をめぐるこれまでの研究は現象の紹介や主観的な感想に留まっているものが多く、データに基づいた実証的学術的な考察が十分に行われてきたとは言いがたい。特に、伝統メディアやジャーナリストが「微博」を活用して、世論形成を促進するような新たな現象について、実証研究は乏しい。

►15 主に、『揭示公共關係的奧密—輿論学』（孟小平1989）、『当代輿論学』（劉建明1990）、『現代輿論学』（徐向紅1991）、『民意学』（胡順長1991）、『中国民意研究』（喻国明・劉夏陽1993）、『輿論学—輿論導向研究』（陳力丹1999）などが挙げられる。

►16 The official universe supported by the Party/state-controlled media

►17 The private one carried by communication channels such as SMS, the Internet or word of mouth

更に、先行研究の中では、党・政府によるネット世論管理・誘導の要素を見落とし、技術決定論的な立場からインターネットの役割を過大に評価するものが少なくない。李（2010）のように、ハーバーマスの公共圏論に依拠し、インターネットにおける公共圏構築を主張する研究さえある。中国の政治環境やメディア環境において、ネット世論が形成される条件と限界について十分に検討されていないと指摘できよう。

3 研究対象と研究方法

3-1 研究対象

本研究は2003年から2012年までの「労働教養制度の改革・撤廃」をめぐる世論の形成過程を対象とする。「労働教養（以下：労教）制度」とは、各地方政府の労教管理委員会が裁判などの司法手続きを経ずに公民を最長4年間まで拘束できる中国特有の行政処罰制度である。表1で示す通り、本制度は1950年代の政治闘争の中から生まれたもので、時代とともにその性格や社会的役割は変遷し、適用対象の範囲も次第に拡大してきた。

■ 表1 「労働教養制度」の変遷

時 期	背 景	対 象	性格/役割
1955-1966 成立	「肅清反革命分子運動」「反右派運動」	反革命分子、右派、悪質分子	政治闘争の道具／思想改造・教育、就職口
1966-1976	文化大革命で中止された		
1979-1989 復活、拡大	改革開放初期、人口流動などによる社会治安の悪化	刑事処罰にならない社会治安を乱す者。適用対象は次第に細分化・拡大化：大、中都市の窃盗、売春婦、博徒、麻薬中毒者、闇屋など	行政上の強制手段／社会治安維持
1990-2012 更に拡大、濫用	改革開放の加速に伴う社会格差の拡大、社会衝突・集団抗議事件の多発；「安定維持第一」政策の実施	農村のごろつき、更に政府批判者、陳情者も次第に対象となる	行政上の強制手段／利益衝突や紛争の処理手段；地方政府の政府批判者や陳情者を対処する手段

注：表1は陳（2001）、劉（2001）、魏（2011）を参考してまとめたもの

1980年代から90年代にかけて、人口流動の加速に伴う社会治安の悪化により、労教制度は社会の治安維持に寄与していたことは否定できない。しかし、労教決定、審査過程は裁判なく外部からの監督なしで公安部門¹⁸だけの判断で行われるため、恣意的に濫用されがちであるなどの弊害が指摘されている（陳2011）。于（2009）の調査によれば、労教制度は地方政府が政府批判者

▶18 労教管理委員会は公安部門の下に設置されているため、労教処分の決定権、審査権は事実上公安部門にある。

- ▶19 『立法法』は「人身の自由を制限するような強制措置や処罰を施するにあたって、全人代及びその常務委員会が作った法律に従わなければならない」と規定している。
- ▶20 例えば、2003年に全人代で127名の代表は劳教制度改革の議案を提出し、劳教制度には深刻な欠陥があり、社会主義民主法治を發展させるために、改革が必要であると指摘する。同年の8月、広東省政協委員・法律専門家朱征夫は他の委員6名が連署した提案を広東省政協に提出し、広東省が先頭に立って劳教制度を撤廃しようと求めた。2004年、全人代で劳教制度を質疑する議案が13件も提出された。これらの議案に署名した代表は420名に上っている。2007年、専門家や弁護士69人は連署して全人代に「公民提案」を出し、劳教制度の憲法違反を審査し、制度を撤廃するよう請求した。2012年8月に、北京市、広東省、河南省、山東省、湖南省など十の省・市からの10名の弁護士が連署して、劳教制度の「決定」「審議」「意見聴取」などの段階を調整すべきだと司法部と公安部へ提案した。
- ▶21 『財經』2012年8月27日掲載「劳教廃立之間」、『中国青年報』2012年9月6日掲載「劳教改革難在哪」、『鳳凰週刊』2012年第27号掲載「大陸“劳教”漸變進行時」、『鳳凰週刊』2005年第27号掲載「大陸劳教立法再陷僵局」、『晶報』2012年8月16日掲載「劳教制度引發如潮質疑、誰來回應?」、『南方週末』公式サイト2007年12月5日掲載「法学界提請對劳教制度啟動違憲審查」(<http://www.infzm.com/content/6316>)などを参照。
- ▶22 警察は、主犯秦某が当時別の案件で拘禁されていた周ランランを自殺未遂から救ったと主張した。人命救助で死刑を減刑することが可能である。

や陳情者を圧迫、報復する常套手段となった。そして、「依法治国（法に従って国を治める）」（1995年）と「人權尊重」（2004年）が憲法に加わり、『立法法』¹⁹（2000年）が実施され、中国政府が『公民と政治權利國際公約』に加盟した（1998年）ことを背景に、劳教制度は法治の理念に背き、公平正義を損なっているとして、改革あるいは撤廃すべきだという声が上がってきた。

2003年から、「收容移送制度」の廃止を契機として、劳教制度の改革・撤廃を求める提案や呼びかけは人民代表大会の代表や政治協商會議常務委員会の委員（以下：政協委員）、学者や弁護士の間において盛んに行われ続けてきた²⁰。全国人民代表大会（立法機構 以下：全人代）は、2004年劳教制度に代わる新たな法律『違法行為矯治法』（違法行為を犯した者に対する矯正法以下『矯治法』）の草案を打ち出し、改革に踏み出そうとしている。ところが、公安部門と地方政府は「維穩（社会安全維持）」を理由に反対していたため、毎年、草案審議が計画段階で終わり、改革の進展が見えてこなかった。²¹

2012年8月に発生した「唐慧劳教案」がこうした行き詰まりを打開した。「唐慧劳教案」とは湖南省永州市で発生した陳情者唐慧に対する労働再教育事件である。それは2006年に唐慧の11歳の娘に起こった売春強要事件に端を発するものだった。唐慧の陳情理由は、事件発生当時、警察が捜査、立件を拒否した上に、裁判の過程で警察は主犯秦某と談合し、「人命救助」の証拠²²を偽造したことが発覚したためである。唐慧は「主犯7人を死刑に、証拠を偽造した警察、買春客、当初事件の捜査を拒んだ警察に厳罰を」と6年間にわたって政府部門に陳情し続けた。2012年の8月3日に永州市公安局は「社会秩序を深刻に乱した」という理由で唐慧に1年6カ月の劳教処分を下した。しかし、唐慧が拘束された当日、ジャーナリスト鄧飛²³と唐慧の代理人弁護士は連携し、陳情する母が劳教処分を受けたことを「新浪微博」で暴露し、大きな反響を巻き起こした。6日に湖南省政法委員会は事態の調査に動き、10日に唐慧に対する劳教処分を取り消した。

「唐慧劳教案」を契機として、劳教制度の改革・撤廃を求めるネット世論が高まった。沸騰した世論は他の理不尽な劳教案の再審査を促し、制度の改革・撤廃の進展を後押しした。8月27日に「中央人民ラジオ局」は、甘肅省、山東省、江蘇省、河南省の4都市で、『矯治法』の試行を開始したことを報じた。2013年1月7日、共産党中央政法委員会書記孟建柱は「中央が劳教制度について検討した結果として、全国人民代表大会常務委員会に報告し批准を得た後、今年中劳教制度の適用を停止する」と宣言した²⁴。同年の11月に開かれた第18期党中央委員会第3回全体会議で劳教制度の廃止が決まった。

「唐慧劳教案」で世論が高まった背景には、「微博」を活用して情報発信と意見表明を行ったジャーナリストの役割が大きく、伝統メディアとインターネットとの間の相互参照と共働の存在があった。ただし、ここで無視できないのは、2003年以来、劳教に関する不祥事が少なからず暴露されており、インターネットでは劳教制度を批判する議論が既に展開されていたことであろう。そのため、本稿では、まず、2003年から2012年までの十年間にわたって、インターネットにおいては劳教制度がどのように議論されてきたのかを考察し、「唐慧劳教案」を位置づける。その上で、「唐慧劳教案」をめぐる世論形

成過程にアプローチし、ジャーナリストはどのように「微博」を活用して事件を暴露し報道を展開していたのか、伝統メディアとインターネットはどのように共働していたのかを明らかにしたい。そして、新旧メディアの共働が実現された要因と効果的に世論形成に機能した条件と限界を分析していく。

3-2 研究方法

以上の目的を達成させるために、次の二つの作業を行った。

まず、2003年から2012年までのネット上の議論に関しては、「天涯BBS掲示板²⁵（以下 天涯）」と「凱迪BBS掲示板²⁶（以下 凱迪）」で検索した関連書き込みを研究対象として、計量的分析と質的分析を施した。BBS掲示板を取り上げた理由は、中国では1999年からBBS掲示板が既に民衆による意見表明の主要な場として注目され続け、ブログやSNSの勃興は2007年以降のことであるからである。そして、2003年から2012年までのデータが保存され、検索可能、知名度が高く大量のユーザーを持つ²⁷という条件を満たした「天涯」と「凱迪」を選んだ。

続いて、唐慧劳教案へアプローチする方法としては、事件の暴露と報道の展開に主導的な役割を果たしたジャーナリストの「微博」と、「新浪微博」上での関連書き込み、事件を取り上げた新聞・雑誌の記事を基に、事件が暴露された経緯、報道の展開及び制度の撤廃を求める意見形成のプロセスを追跡した。加えて、2013年8月に北京市で、「唐慧劳教案」に携わったジャーナリストから聞き取りを行い、それで得た質的データも活用した。

▶23 鄭飛、湖南省出身。2000年に『今日女報』に在籍、2003年から有力政治・経済誌『鳳凰週刊』に転入、首席記者を歴任、現在編集委員・記者部主任を務めている（出典：「百度百科」<http://baike.baidu.com>）。2009年8月21日から「新浪微博」で「認証アカウント」を開設した。

▶24 「財新網」2013年1月7日掲載「全国政法工作会议召開 劳教制度年内停用」を参照
<http://news.qq.com/a/20130107/001900.htm>

▶25 <http://www.tianya.cn>

▶26 <http://www.kdnet.net>

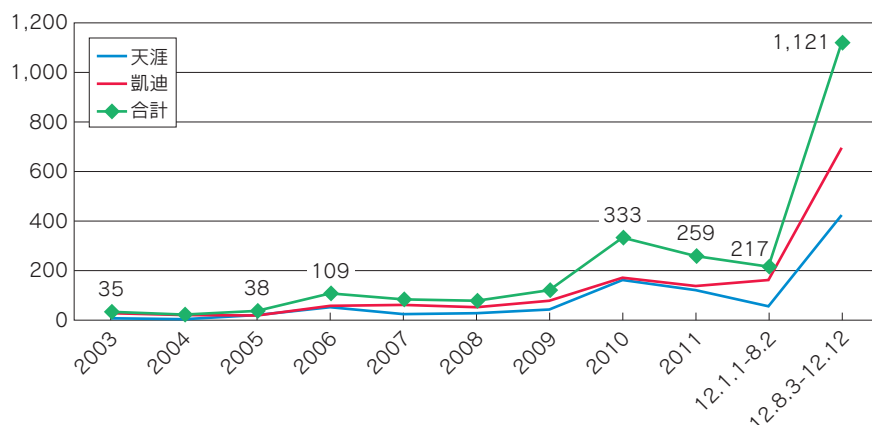
▶27 2010年、有力政治・経済誌『鳳凰週刊』の公式サイト「鳳凰網」が行った「最も影響力がある中国語BBS掲示板トップ100評定」では、「天涯」と「凱迪」はそれぞれ第1位と第7位に選ばれた。

調査結果(1)

4 2003～2012BBS掲示板における劳教問題に関する書き込みの分析

4-1 書き込みの量

■図1 2003～2012 BBS掲示板における劳教関連書き込み数の推移



▶28 検索可能であるが、内容が削除され、或いは遮断された書き込みが13件あった。本稿では、内容が閲覧可能な書き込みを対象としている。

「天涯」と「凱迪」で、タイトルにキーワード「労働教養」或は「劳教」のどちらかを含むという条件で検索した結果、合計2419件の有効²⁸関連書き込みを抽出した。そのうち、「天涯」は944件で、「凱迪」は1475件である。

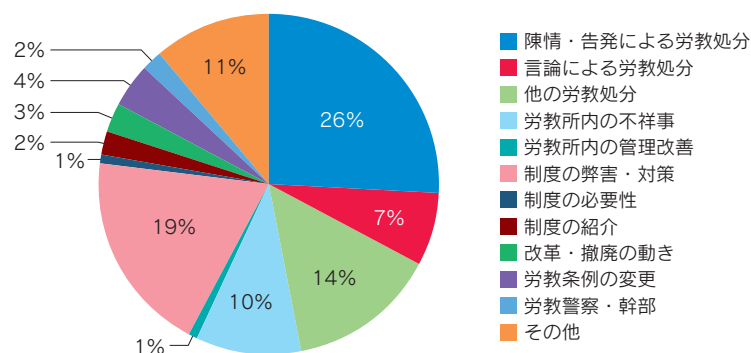
図1が示すとおり、二つの掲示板の関連書き込み数の推移が類似した変化を見せている。第1のピークになっている2006年は、合計で109件の書き込みがあった。2010年には合計333件の書き込みがあり、第2のピークを形成している。2012年になると、関連書き込み数が2011年の259件から1338件までに伸びた。そのうち、8月から12月までの五ヶ月間で1121件の書き込みがあり、一日平均7.4件が投稿されていた。

検索結果から、2012年8月に発生した「唐慧劳教案」をきっかけに、劳教問題関連の書き込みが急増したことが分かる。それ以前、劳教問題に関する議論が見られるが、投稿数は少なかった。

4-2 書き込みの主題

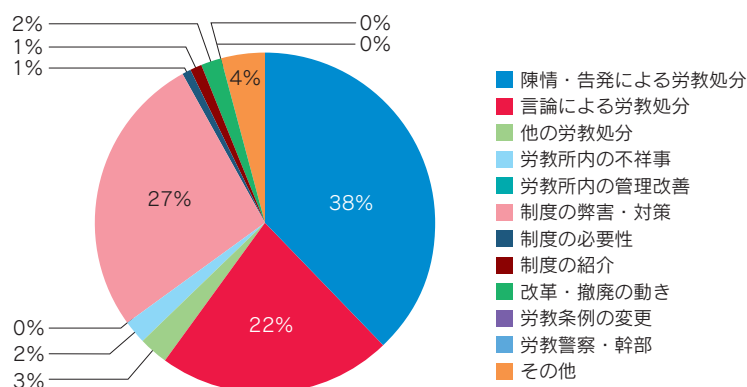
「唐慧劳教案」の発生前と発生後、劳教問題はどのように議論されてきたかを知るために、抽出した書き込みの内容を12項目の主題カテゴリーに分類した（図2を参考）。

■図2 2003～2012.7 書き込み主題カテゴリーの比率



2003年から2012年7月までの合計1298件の書き込みについて、その主題カテゴリーの比率は図2のようになっている。最も多く投稿された内容は「陳情・告発による劳教処分」（冤罪の陳情、或いは政府の不正を告発したことで受けた劳教処分）に関する332件（26%）。次に「制度の弊害・対策」（劳教制度の弊害に対する分析、批判、及び改革・撤廃の対策や提案）に関する253件（19%）。そして、「他の劳教処分」（売春、窃盗、喧嘩、ギャンブル、麻薬など陳情・告発・言論以外の理由で受けた劳教処分）に関する176件（14%）。「劳教所内の不祥事」（劳教人員に対する虐待など劳教所内部で発生した不祥事）に関する137件（10%）。「言論による劳教処分」（政府批判など言論を罪に問われた劳教処分）に関する92件（7%）。

■図3 2012.8～2012.12 書き込み主題カテゴリーの比率



「唐慧労教案」が発生した2012年8月から12月までの合計1121件の関連書き込みについて、その主題カテゴリーの比率は図3のように変わっている。相変わらず、最も多く投稿された内容は「陳情・告発による労教処分」に関する424件（38%）で、その次は「制度の弊害・対策」に関する303件（27%）であった。「言論による労教処分」に関する投稿は249件（22%）に伸びて、「他の労教処分」と「労教所内の不祥事」はそれぞれ31件（3%）と29（2%）まで減少した。

また、年別ごとに、どのような変化を見せているのかについて、「陳情・告発による労教処分」「制度の弊害・対策」「言論による労教処分」という三つの主な主題の変化を中心に考察を行った。（図4を参考）

「陳情・告発による労教処分」に関する書き込みは2006年に、2005年の3件から33件までに増えた一方で、「制度の弊害・対策」関連書き込みは2005年の4件から33件に増加した。その理由は、遼寧省の「李文娟事件」（国税局の不正行為を内部告発した公務員が労教処分を受けた事件）と陝西省の「被災地支援金着服事件」（地元政府が被災者への支援金5千萬元を着服し、陳情する被災者たちが労教処分を受けた事件）が暴露され、二つの事件をめぐる情報発信や労教制度に対する批判が多く投稿されたためである。

2010年から、「陳情・告発による労教処分」関連の書き込み数は更に伸びた。変化の背景にあるのは、2009年8月に中央政法委員会が陳情問題を改善するための意見書を公布し、「騒ぎを起こす陳情行為を断固として制止し、状況によって、警告、勾留、労教処分を下す」と説明した²⁹ことであった。条例が公布されて以来、陳情・告発に関する労教事件の増加が考えられる。書き込みの具体的な内容について、2010年「三回陳情すれば労教へ」という江西省万県幹部の発言をめぐる議論が多かった。2011年に多く議論されてきたのは「1人民元（約15円）労教案」（2009年に陳情のために上京した陳情者3人は一年後、北京でバスに乗った時1人民元のバス代を支払わなかったという理由で労教処分を受けた事件）であった。また、2010年から、陳情者が陳情で労教処分を受けた窮状を訴え、注目を呼び掛けるような「陳情書き込み」も増加した。2012年8月に「唐慧労教案」が発生した後、唐慧を同情し、労教制度の撤廃を求める意見は多く投稿されていた。同時に、労教処分を受け

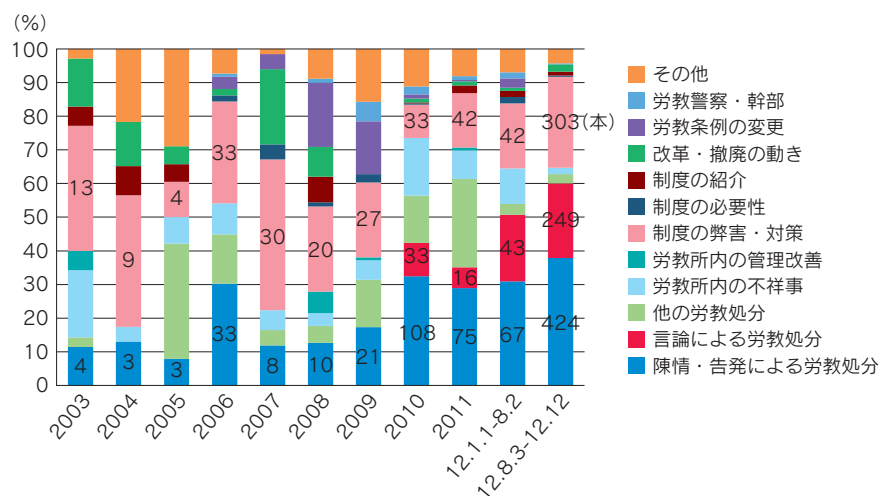
▶29 中央政法委員会機関紙『法治日報』の公式サイト「法治網」2009年9月29日掲載「涉法涉诉信訪問答」を参照
http://www.legaldaily.com.cn/0801/2009-09/29/content_1160912.htm

►30 中国の人気インスタントメー
セッジャー

た陳情者の窮状を訴える「陳情書き込み」は更に急増した。「息子を訪ねて上京した母親が労教処分を受けた事件」（北京の大学で勉強中の息子を訪ねて行った母親が、陳情のために上京したと見なされ、地元の警察に連行され、一年間の労教処分を受けた事件）は当事者の息子が「微博」を通じて暴露した後、伝統メディアに大いに取り上げられたため、BBSでも大きな反響を呼び起こした。

「言論による労教処分」に関する書き込みが2010年から現れ、2012年にピークになった。2010年に、重慶市の「恐怖モード労教案」（ミルク中毒で娘をなくした父親は政府に陳情し続けたが、問題が未解決のまま。父親は「極端な行動を取る」とQQ³⁰チャットルームで怒りを爆発させた結果、恐怖を喚起する状態を作り公共安全を威嚇したという理由で一年間の労教処分を受けた事件）と「重慶記者労教案」（重慶市の大衆紙『重慶晨报』の記者は、天涯BBSで不穏当な言論を發表したという理由で労教処分を受けた事件）が暴露された。二つの事件をめぐる情報発信や労教決定に対する質疑を中心に33件の書き込みが投稿された。2011年になると、同じ重慶市で発生した「方洪労教案」（重慶市民方洪は、当時重慶市副市長の王立軍を風刺するような「微博」を発信したことで二年間の労教処分を受けた事件）が注目を浴びて、2012年7月までに「言論による労教処分」の関連書き込みは59件あった。「唐慧労教案」が発生した後、「任建宇労教案」（重慶の大卒の村役人任建宇は国家のマイナス面を強調する政府批判の記事100件以上を転載、コメントし、拡散させたことにより、「国家政権転覆罪」で2年間の労教処分を受けた事件）や「謝蘇明労教案」（重慶市民謝蘇明は重慶市政府の幹部を批判したコメントをネットニュースの下のコメント欄に書いたことで一年の労教処分を受けた事件）など、重慶で発生した言論を罪に問われた一連の労教案が暴露された。8月の末から12月までの間、これらの事件の発展や労教決定への質疑、労教制度に対する批判や撤廃の呼掛けに関する249件の書き込みが投稿された。

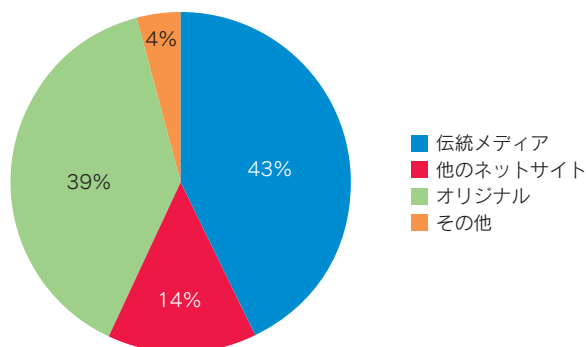
■図4 2003～2012 年別書き込み主題カテゴリー比率の推移



4-3 書き込みの情報源

2003年から2012年までに、ネットユーザーは労教問題の関連情報をどこから得て議論しているのかを知るために、二つのBBS掲示板で抽出した書き込みの情報源を検証した。

■図5 2003～2012書き込み情報源カテゴリー比率



その結果、図5が示すように、伝統メディアを情報源とした書き込みが最も多く、1049件（43%）があった。次に、自ら情報を提供する、或いは、自分自身の感想や意見だけを表明するようなオリジナルな書き込みは930件（39%）であった。続いて、ブログや他のBBS掲示板、政府の公式サイト、「微博」、SNSなど他のネットサイトの情報を引用した書き込みが97件（14%）である。

930件（39%）のオリジナル系書き込みの中で、自らの窮状を訴える「陳情書き込み」は合計333件があり、約34%を占めている。それによって数多くの労教不祥事が暴露された。しかし、ほとんどの事件は注目度が低く、十分に議論されないままに他のネット事件に呑み込まれていく傾向が強い。それに比べて、伝統メディアやジャーナリストに取り上げられ報道され続けた事件や問題は注目度が高く、より多く議論されたことが明白である。即ち、インターネットは情報源となりうるが、伝統メディア・ジャーナリストが提供した信頼性の高い情報や評論が世論を形成する上での不可欠な要素であるという、先行研究で指摘された観点が実証できるだろう。

どのような伝統メディアから情報を引用しているのかを知るために、4-2で挙げたより多く議論された事件を取り上げて検証した。その結果を表2にまとめている。

■表2

年	事件	暴露	引用された伝統メディア
06	李文娟事件	中央テレビ	中央テレビ、南方都市報、重慶晨报
	被災地支援金着服事件	公益時報	公益時報

▶31 「成都メディアグループ」の公式サイト
<http://www.chengdu.cn>

▶32 有力政治・経済誌『鳳凰週刊』の公式サイト
<http://www.ifeng.com>

年	事 件	暴 露	引用された伝統メディア
10	恐怖モード労教案	南方都市報	南方都市報、中国青年報
	重慶記者労教案	経済観察報の公式サイト	経済観察報の公式サイト、南方都市報、新京報、中国新聞社、重慶晨報
	三回陳情すれば労教へ	専門家の微博	重慶晩報、羊城晩報、新華網、長江日報
11	1人民元労教案	弁護士の微博	新快報、南方週末、南方都市報
12	唐慧労教案	記者と弁護士の微博	成都全搜查網 ³¹ 、西安晩報、人民網、中国新聞社、京華時報、新華網、東方早報、新華社、環球時報、南方都市報、鳳凰網 ³² 、北京青年報、華商報、新京報、中国青年報、南方人物週刊、財經、晶報
	任建宇労教案など重慶市で起きた一連の労教案	記者と弁護士の微博	南方人物週刊、新京報、青年時報、南方都市報、京華時報、南方週末、都市時報、経済観察報、鳳凰テレビ、新華社、中央テレビ
	上京した母親が労教処分を受けた事件	当事者の息子の微博	北京青年報、新京報、華商報、山東商報

調査結果(1)をまとめて言うと、2003年から2012年7月までに、「陳情・告発による労教処分」「言論による労教処分」に関する事件が少なからず暴露された。伝統メディアを主な情報源として、インターネットでは労働教養制度の弊害を批判し制度の改革・撤廃を求める議論は既に展開されていた。しかし、書き込みの量が少なかったため、政府へ圧力をかけるような世論の高まりが形成されなかった。2012年8月に発生した「唐慧労教案」が暴かれた後、関連する書き込みは多く投稿された。その後、「任建宇労教案」や「息子を訪ねて上京した母親が労教処分を受けた事件」など、他の労教案も相次いで発覚した。これらの労教案をめぐって、労教制度の撤廃を求める声が前例のないほど高まった。

では、分岐点になった「唐慧労教案」は一体どのように発覚し、事件をめぐるネット世論はどのように形成されたのかについて、本研究はさらなる検証と考察を行った。

▶33 @甘元春弁護士：#緊急呼び掛け# 午前中、永州11歳少女売春強要事件の被害者の母親唐慧から電話がかかってきた。唐慧は、永州市公安局の証拠偽造を認定した高等裁判所の判決を持ち、湖南省公安厅に陳情し、関係者の責任を追及しようと訴えたが、逆に今日@永州市公安局・零陵分局に派遣された特殊警察に連行された。現在連絡を断っている。【評】人を拘束することで、証拠偽造の罪を隠せるものか。@湖南省政府公式サイト @鄧飛 @御史在途（8月2日20時32分）

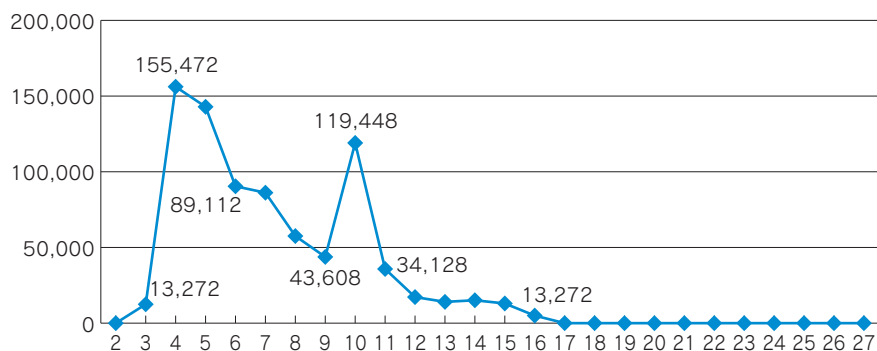
5 調査結果(2) 「唐慧労教案」をめぐる 世論形成のプロセス

5-1 「唐慧労教案」の暴露

2012年8月2日、午前、唐慧は湖南省永州市公安局に拘束された。その日の夜、唐慧の代理人弁護士甘元春は「新浪微博」でのアカウント「@甘元春弁護士」を通じて、娘の売春強要事件における公安局の証拠偽造を訴えた「陳情ママ」が公安局に拘束された内容を発信した³³。「微博」の最後で、この事

件に注目してほしいと、「@鄧飛」「@御史在途」³⁴「@湖南省政府公式サイト」という三つのアカウントを「@」した。同夜22時頃、唐慧の家に実際に訪ねて取材したことがある鄧飛は実名アカウントを通じて、唐慧が陳情する背景や理由に関する情報を付け加え、「@甘元春弁護士」の「微博」をリツイートした³⁵。その後の約1時間の間、鄧飛のリツイートに対して172件のコメントが投稿された。このように、8月2日の夜から3日にかけて、鄧飛と甘元春弁護士は連携して発信し、事件の背景とともに新たな事件展開を報じ続けた。それで、「陳情ママ」唐慧が労教処分を受けた事件は「微博」で瞬く間に拡散し（図6³⁶を参考）、3日に関連「微博」のリツイート数はすでに「万」単位で数えられるようになった³⁷。

■図6 8.2～8.27「新浪微博」における「唐慧」と「労教」を含めた微博量の推移



事件の高い注目度は伝統メディアを突き動かした。3日、四川省「成都メディアグループ」の公式サイト「成都全搜索網」は2000字を超える記事³⁸を掲載した。公安局側が記者の取材を拒否する中で、記事は「@鄧飛」「@甘元春弁護士」「@御史在途」などのアカウントをニュースソースとして、唐慧が労教へ収容されたことと公安局側の動向を報じた。また、唐慧の夫と弁護士への取材、案件の記録文書に基づいて、売春強要事件の詳細、2008年から2012年までの判決過程、警察が犯人と談合して証拠を偽造した容疑、唐慧が拘束された経緯を詳しく紹介した。この記事は鳳凰網、騰訊網、財経網、網易網などの大手ニュースサイトやBBS掲示板、「微博」で多く転載された。伝統メディアの報道により、「微博」上の断片的な情報が整理されてまとまった形で更に広まった。4日に、事件の注目度はピークを迎え、「新浪微博」における関連「微博」の数は15万以上に上がった（図6を参考）。

事件が発生した後、地元湖南省のメディアは沈黙を続けていた。ジャーナリスト鄧飛は弁護士と連携して「微博」を通じて情報発信を行い、事件を暴露し、他の地域のメディアを突き動かすことにより、事件が周知されるようになった。

5-2 報道の展開

事件が暴露された後、8月4日の午前に永州市公安局は公式サイトと「微博」での公式アカウントに発表文をアップし、唐慧の労教処分の根拠について「理

▶34 「@御史在途」は湖南省規律検査委員会腐敗予防室副主任・陸群の「新浪微博」でのアカウント。

▶35 @鄧飛：【零陵（唐慧が住んでいる町 筆者注 以下同）スキャンダル】二年前、私は「零陵裁判所銃乱射事件」を調査していた頃、この母親（唐慧）と会った。彼女から、自分の娘が売春を100回以上強要され、強要の張本人陳某が零陵公安局政治委員の従姉妹だと聞いた。その後、唐慧は勾留された。私は湖南省公安厅に訴え、彼女を釈放させた。奇妙なのは、陳某が「立功」（人命救助）で死刑から免れようとしたものの、「立功」がでっち上げた話だと告発された。この母親は湖南省公安厅に陳情し、また零陵公安局の特殊警察に連行された。法治の湖南。（8月2日22時25分）

▶36 唐慧事件が発覚した8月2日から行政が労教制度改革に動いた（『矯治法』の試行が報道された）27日までを対象として、関連微博数の推移を示すグラフ。

▶37 『新京報』2012年8月18日刊「唐慧事件的“微記録”——記者手記」を参照
http://epaper.bjnews.com.cn/html/2012-08/18/content_365468.htm?div=-1

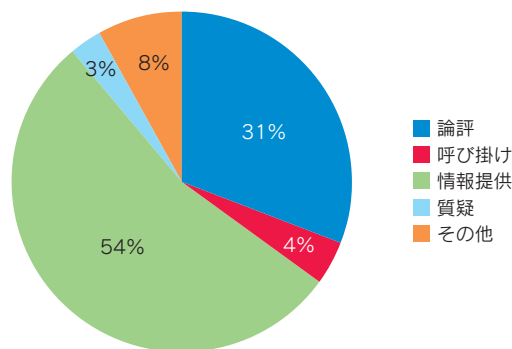
▶38 「湖南省11歳幼女被逼売淫案続：幼女母親被勞教」
http://news.chengdu.cn/content/2012-08/03/content_1014710.htm

- ▶39 鮑志恒、吳君「湖南省幼女被迫
 売淫案後続：受害人母親“攪乱
 秩序”被勞教」『東方早報』2012
 年8月6日掲載
[http://epaper.dfdaily.com/dfzb/
 html/2012-08/06/node_3.htm](http://epaper.dfdaily.com/dfzb/html/2012-08/06/node_3.htm)
 鮑志恒「永州幼女被迫売淫案発
 6年后湖南省政法委正式介入調
 査」『東方早報』2012年8月7日
 掲載
[http://epaper.dfdaily.com/dfzb/
 html/2012-08/07/content_658370.
 html](http://epaper.dfdaily.com/dfzb/html/2012-08/07/content_658370.htm)
 張舟逸「湖南“永州11歳幼女被
 迫売淫案”再惹爭議 幼女母親
 被勞教一年半」『南方都市報』
 2012年8月5日掲載
[http://epaper.oeeee.com/A/
 html/2012-08/05/content_1687365.
 htm](http://epaper.oeeee.com/A/html/2012-08/05/content_1687365.htm)
 葉鉄橋「湖南省委政法委成立調
 査組調査唐慧事件“幼女被迫売
 淫案”処理一波三折勞教決定受
 到多方抨击」『中国青年報』
 2012年8月7日掲載
[http://zqb.cyol.com/html/2012-
 08/07/nw.D110000zgqnb_20120807_2-08.
 htm](http://zqb.cyol.com/html/2012-08/07/nw.D110000zgqnb_20120807_2-08.htm)
- ▶40 メディアを管理・指導する党
 の宣伝管理部門である。中央宣
 伝部及び各省、自治区、直轄市
 レベルの党委員会宣伝部門がメ
 ディア業界に対する指導権を握
 り、メディア機関の責任者の任
 命権を有する。(西2008：95)
- ▶41 2013年8月15日に北京で、筆者
 が聞き取る。
- ▶42 阿依努爾、劉良恒「除了勞教、
 拿神馬回報一位悲憤的母親」
[http://news.xinhuanet.com/
 legal/2012-08/07/c_123544894.
 htm](http://news.xinhuanet.com/legal/2012-08/07/c_123544894.htm)

不尽な要求を達成させるために、社会秩序を深刻に乱した」と答え、「警察の証拠偽造」を否認した。

それに対して、鄧飛は「微博」を通じて唐慧への取材情報や伝統メディアの報道を根拠に公安局の発表文に質疑を行いつつ、弁護士と連携して永州市公安局の反応、弁護士の活動、湖南省政法委員会調査チームの動きなど事件の進展を「生中継」した。8月2日から、(唐慧が釈放された) 10日までの九日間、鄧飛が本事件に関して合計121通、平均13.4通/日の微博を発信し続けた。そのうち、事件の背景や事件の進展を伝える情報提供の「微博」は65通(54%) あった(図7を参考)。また、鄧飛とともに、5日から7日まで、『南方都市報』(広東省の大衆紙)の記者張舟逸、『中国青年報』の記者葉鉄橋と『東方早報』(上海の大衆紙)の記者鮑志恒は紙面で報道を展開する一方で、個人の「微博」を活用して「@鄧飛」と連動しながら情報を発信していた。それにより、メディアを跨ぐ情報の流れの中で報道が展開されていた。紙面で掲載された記事³⁹は、6年にわたって多様な要素が絡み合っている「唐慧勞教案」の因果関係、詳細経緯を丁寧に報道した。「微博」を通じて、取材で分かった証人の証言や唐慧の娘の現状、地方権力が証人を威嚇し弁護士の訴訟活動を妨害するなどの不正行為をリアルタイムに報じた。報道の展開過程において、ジャーナリストによるメディアを跨ぐ情報発信活動は情報提供に主導的な役割を果たしたと考えられる。

■図7 8.2~8.10 アカунト「@鄧飛」における「唐慧勞教案」関連微博の内訳



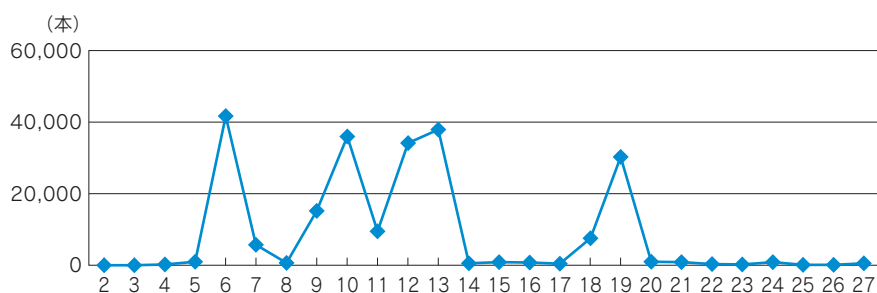
一方、鄧飛への聞き取りによると、事件が発生した当初、地元湖南省党委員会の宣伝部⁴⁰は北京市宣伝部と広東省宣伝部に対して、管轄地のメディアが事件を取り上げないように求めた⁴¹。しかし、情報は「微博」を通じてタイムリーに、広範的に拡散したため、地元宣伝部の禁令で阻止することが不可能になった。更に、事件に関する注目度や質疑の声が高まる中で、中央クラスのメディアが事件に対して発言し始めた。8月5日の23時36分に「@人民日報」は先頭に立って、「国家の強大さはGDPとオリンピックの金メダルのみならず、更に人民の権利と尊厳、社会の公平と正義から表すべきだ」というコメントを出した。続いて6日に、「新華網」は「中国網事」コラムで評論文⁴²を掲載し、「告発と陳情は法律で定められた公民の権利である」、「法律は社会規範を逸脱する行為を明示、予防、矯正する手段であり、決して民意を恣

意的に踏みつけ、民心を傷つける手段ではない」と地元権力の横暴を批判した。こうした中央最高指導層に直属するメディアの発言によって、地元宣伝部の報道禁令が事実上に意味を失い、各メディアの報道やネット上の議論を活発化させたと思われる。

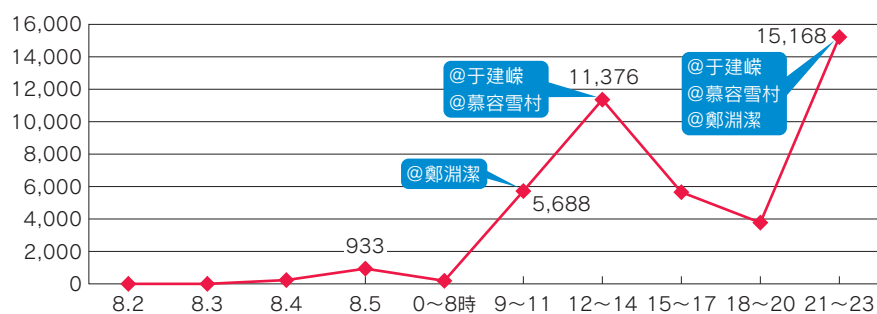
5-3 制度撤廃をめぐる意見の形成

報道の展開に伴って、労教制度を批判し、その撤廃を求める意見が形成された。図8が示す通りに、8月6日9時から11時までの間、「労教制度」と「撤廃」を含めた「微博」の数が5日の933本から、5688本まで急速に伸びていった。その時間帯で投稿された「微博」の内容を調べると、人気児童文学作家鄭淵潔（フォロワー数390万 2012年8月調べ 以下同）の本事件に対する評論や労教制度撤廃の呼び掛けをリツイートしたものが多く分かる。

■ 図8 8.2～8.27「新浪微博」における「労教制度」と「撤廃」を含めた微博数の推移



8.2～8.6「新浪微博」における「労教制度」と「撤廃」を含めた微博数の推移



また、12時から14時までの間、「労教制度」と「撤廃」を言及した微博数はピークを迎えた。その間では、労教制度を研究し続けてきた中国社会科学院の研究員于建嵘（フォロワー数149万）、人気作家慕容雪村（フォロワー数277万）は「唐慧劳教案」を例にあげ、労教制度の憲法違反を指摘する「微博」を投稿し、大量にリツイートされた。このように、学者や作家、法律専門家、弁護士らは「微博」上でオピニオンリーダーの役割を果たし、労教制度の撤廃をめぐる、多くのネットユーザーの共鳴を起こした。

こうしたネット上の声と呼応し、8月7日から、伝統メディアは「唐慧劳教案」を通して労教制度の弊害を分析する社説や評論文を掲載し始めた（表3を参

- ▶43 7日から行政が労教制度の改革に動いた(『矯治法』の試行が報道された) 27日までを対象としている。
- ▶44 「労教制度応尽快終結」 <http://news.hsw.cn/system/2012/08/07/051420560.shtml>
- ▶45 「範忠信：湖南受害幼女母親被勞教是否合理」 <http://opinion.caixin.com/2012-08-07/100420431.html>
- ▶46 「期待法律給唐慧一個說法」 <http://www.bjnews.com.cn/opinion/2012/08/07/215215.html>
- ▶47 「从上訪母親回家反思中国劳教制度」 http://news.ifeng.com/society/special/hnyzyian/content-2/detail_2012_08/10/16718433_0.shtml
- ▶48 「#微晶報#之晶關注：廢勞教、還民權」 <http://weibo.com/daily-sunshine>
- ▶49 「公民議題：圍觀勞教制度“上訪媽媽”唐慧事件引發的思考」 <http://www.zj.xinhuanet.com/2012news/sfmm/>
- ▶50 「三評永州：期待对唐慧事件最好的回答」 <http://www.zhongguowangshi.com/web/Detail.aspx?id=128126>
- ▶51 「永州“鬧訪”勞教案的法制博弈」 <http://special.caixin.com/2012-08-10/100422434.html>
- ▶52 「蔡芳華：解除唐慧勞教的理由令人無不遺憾」
- ▶53 「唐慧獲釈、那橡皮筋般的勞教制度」 <http://news.hexun.com/2012-08-11/144638332.html>
- ▶54 「唯有法制能讓唐慧不再孤立無依」 http://epaper.oeeee.com/A/html/2012-08/12/content_1692945.htm
- ▶55 「漩渦中的勞教制度」 http://news.kunming.cn/society/content/2012-08/13/content_3048273_2.htm
- ▶56 「天下難治、難治者官也」 http://zqb.cyol.com/html/2012-08/13/nw.D110000zgqnb_20120813_3-03.htm

照)。7日に、『華商報』(陝西省の大衆紙)、『新京報』(北京の大衆紙)、「財新網」(大手メディアグループ「財新伝媒」の傘下にあるニュースサイト)は先頭に立って論評を掲載し、労教制度が抱える問題とその非合法性を分析し、この事件が労教制度を終結させるであろうとの期待を表明した。10日、唐慧の労教処分が撤回され、唐慧が釈放された。同日から、労教制度の歴史的変遷、弊害、改革の阻害、解決方案などをめぐって伝統メディアの議論が続いていた。勿論、これら文章はインターネットでも多く転載されていた。

■表3 8.7～8.27⁴³伝統メディアの労教制度をめぐる主な社説と評論文

日付	メディア	タイトル
8.7	華商報	(社説) 労教制度に早急にピリオドを打つべきだ ⁴⁴
	財新網	範忠信：湖南被害少女の母親の労教収容は理にかなっているか ⁴⁵
	新京報	(社説) 法律は唐慧に解答を与えることを期待する ⁴⁶
8.10	鳳凰網	陳情ママの釈放から中国の労教制度を再考する ⁴⁷ (鳳凰テレビの特集番組の文字記録)
	晶報(微博)	コラム<#微晶報#の晶注目>：労教を廃止し、民権を返せ ⁴⁸
	新華網・浙江チャンネル	公民議題：労教制度を見守る——「陳情ママ」唐慧事件がもたらす思考 ⁴⁹ 、「中国網事」永州三評：“唐慧事件”への最善の回答を期待する ⁵⁰
	財新網	永州「騒がせ陳情」労教案における法治の勝負 ⁵¹
8.11	北京青年報	蔡芳華：唐慧への労教処分の撤回理由は遺憾に耐えない ⁵²
	半島都市報	唐慧が釈放、ゴム紐のような(朝令暮改的な)労教決定 ⁵³
8.12	南方都市報	(社説) 法治だけが唐慧を孤立させない ⁵⁴
	都市時報	渦中にある労教制度 ⁵⁵
8.13	中国青年報	民より官を統治する方が難しい ⁵⁶
	財新網	「労教制度を調整に」十名の弁護士は司法部公安部へ提案 ⁵⁷
	京華時報	十名の弁護士が司法部へ提案、労教制度の五つの弊害を指摘 ⁵⁸
8.15	南方都市報	唐慧労教案始末 ⁵⁹ 、「安定維持のための労教」への考え ⁶⁰
	21世紀経済報道	十名の弁護士が連名で建言書を出し、労教制度の調整を提案 ⁶¹
	晶報	(社説) ①労教制度が引き起こした質疑の高まりに誰が対応するのか? ②労教制度はどこが怖い? ③労教制度の撤廃の困難性はどこか ⁶²
8.18	新京報	(特集) 観察：労働教養の前世今生、立法こそ労教改革の根本 ⁶³
8.20	南方人物週刊	仮に労教は中国からなくなれば ⁶⁴
8.20	21世紀経済報道	『労働教養問題についての決定』起草者の一人宴楽斌への独占インタビュー「労働教養に多くの弊害がある」、「労教」の存廃 ⁶⁵
	京華時報	労教の撤廃は難しいというなら、まず神秘性を取り除こう ⁶⁶
8.26	財經	労教の存廃 ⁶⁷

以上から、「唐慧劳教案」をめぐる世論形成のプロセスは主に、＜ジャーナリスト鄧飛と弁護士は連携して「微博」を通じて事件を暴露し、伝統メディアの報道を動かす ⇒ ジャーナリストと弁護士は連携して事件を「生中継」し、ジャーナリストによるメディアを跨ぐ情報発信により、報道が展開される ⇒ ネットと伝統メディアが共鳴・参照しあい、劳教制度の撤廃・改革を求める意見が形成される＞という伝統メディアとネットの共働の過程であった。

6 考察

なぜ、「唐慧劳教案」で劳教制度を批判する世論の高まりが形成され、制度の撤廃に拍車をかけたのか。以上の調査結果と鄧飛への聞き取り⁶⁸に基づいて、その要因が次の三点にまとめられる。

第一は、この事件を持つ性格である。鄧飛が述べるように、「幼女、母親、売春強要、強姦、傷害、劳教などの要素を持つこの事件は最も広範囲的に共鳴を起こせる最高例である」、「劳教制度の弊害が周知のことだが、この事件が媒体になってはじめて、皆の意見が集まり、合意を成し遂げることができた」。

第二に、事件が白日の下に曝され、広範的に議論を呼び起こしたのは、伝統メディアとインターネットが相互参照・共働した結果であった。特に、伝統メディアを背景にしたジャーナリストは、空間的制限がなく参加の自由度や速報性の高い「微博」の特性を活かしながら、自らの専門性、信頼性、影響力を発揮し、世論形成の前提である争点提起と十分な情報提供に有利な作用を及ぼした。

「唐慧劳教案」が発生してから、地元湖南省のメディアは沈黙を続けていた。その背景として、メディアが持つ「条塊分割」の構造や地方保護主義などのメディア管理制度上の要因が考えられる。だが、「微博」の強さを活かし、鄧飛は弁護士と連携して情報発信を行い、現地政府の管理の間隙を突いて情報を拡散させ、事件を公にした。一方、インターネットでは玉石混淆の情報が溢れ、多様な発信者が乱立している。事件が短時間で注目を集めた理由は、ジャーナリストはプロとしての専門性、影響力、信憑性、及び高い注目度を有するためであろう。鄧飛の「微博」は事件発生当時のフォロワー数が260万を超えており、その情報伝達能力が小さい通信社に相当すると言える。地元宣伝部が報道を差し止めようとしたものの、焼け石に水だった。そして、ネット上の議論は熱しやすく冷めやすい特性を持っている。しかし、ジャーナリストが継続的に事件を追跡し、事件への注目を呼び掛けることによって、ネット議論を持続、活性化させた。鄧飛は事件に関して発信する際に、ハッシュタグ⁶⁹やレットル【零陵スキャンダル】や【唐慧劳教案最新（或いは、更新）】

- ▶ 57 「十律師建言司法部公安部調整劳教制度」 <http://china.caixin.com/2012-08-15/100424362.html>
- ▶ 58 「10名律師上書司法部直指劳教制度五弊端」 http://epaper.jinghua.cn/html/2012-08/15/content_984879.htm
- ▶ 59 「唐慧被劳教始末」 <http://gcontent.oeeee.com/9/65/965c0833dc91038f/Blog/30d/54abc1.html>
- ▶ 60 「“維穩式劳教”考」 http://epaper.oeeee.com/A/html/2012-08/15/content_1695110.htm
- ▶ 61 「十律師發聯名信 建議調整劳教制度」 http://epaper.21cbh.com/html/2012-08/16/content_31458.htm?div=-1
- ▶ 62 「劳教制度引發如潮質疑誰來回應」「劳教制度可怕在哪」「劳教制度難撼、難在哪」 http://jb.sznews.com/html/2012-08/16/content_2163943.htm
- ▶ 63 「労働教養之前世今生」「立法是改革劳教之根本」 http://epaper.bjnews.com.cn/html/2012-08/18/content_365466.htm?div=-1
- ▶ 64 「如果中国没有了劳教」 <http://www.nfpeople.com/News-detail-item-3506.html>
- ▶ 65 「專訪《關於労働教養問題の決定》起草者之一宴樂斌“労働教養有許多弊端”」「劳教去留」 http://epaper.21cbh.com/html/2012-08/20/content_31755.htm?div=-1
- ▶ 66 「劳教言廢難度大 那就先去秘密化」 http://epaper.jinghua.cn/html/2012-08/20/content_1040799.htm
- ▶ 67 「劳教廢立之間」 <http://magazine.caijing.com.cn/2012-08-26/112081975.html>
- ▶ 68 2012年8月15日に北京で、筆者が聞き取る。
- ▶ 69 「微博」ユーザー自身が情報をカテゴリー化する仕組み。

►70 1984年創刊された広東省の
大衆紙で、世論監督報道の旗手と
されている。(西2008:39)

などを用いて、事件の進展をリアルタイムに報じ続けた。その発信内容にも「弁護士界に行動してほしい」「情報を拡散させてください」「見守ってください」などを書き、弁護士界や一般のネットユーザーに向けて、本事件への注目を呼び掛け続けた。最後に、報道を展開した段階で、鄧飛と共に、記者葉鉄橋、鮑志恒、張舟逸はそれぞれのメディアの特性を活かしてメディアを跨ぐ情報発信を行っていた。中国では、権力の干渉によって記事の掲載が食い止められたり、番組が放送直前に差し替えられたりするなど報道活動が途中で頓挫するケースがよくある。「微博」の速報性を活かしたリアルタイムな情報発信が情報公開を促進することに役立つと考えられる。一方、「微博」での断片的な情報に比べて、新聞ではまとまった形でより掘り下げた報道が展開されていた。紙面の報道により、情報がネット界を超えて社会全体にも広まった。

筆者の聞き取りでは、鄧飛はジャーナリストによるネットメディアの活用について、次のように語っている。「私は、江西省宜黄県で発生した土地強制収用事件（2010年）を『微博』で生中継し、地元幹部を『落馬（免職）』させたことで、『南方週末』⁷⁰から『メディア世論監督境界開拓賞』をもらった。インターネットの普及に伴って、無数の個人メディアが現れた。それにより、メディアの世論監視の境界領域が切り開かれており、人々はこれまでのない言論の自由と空間を獲得した。プロのジャーナリストは知識や素質のレベルが高いため、ネット上で発信する際に、情報伝達の規律や道徳的基準を厳守するはずである。彼らは、情報の伝達を加速化させるとともに、ネット上の情報を補足、検証する役割も果たしている。それに、私が法治や環境保護といった議題に関心を持っているように、ジャーナリストは一般的に、価値を有する議題や情報に注目するので、社会進歩の促進に大きな役割を果たしている」と、ネットを通じて報道・言論空間を切り開こうとする意識を示し、ジャーナリストによるネットメディアの活用を積極的に評価している。

以上の二点に加えて、党・政府の管理下に、伝統メディアとネットの共働が効果的に機能した条件として、「労働教養制度の改革・撤廃」が既に全人代で長年にわたって議論されており、政権内部において一種の公的議題として設定されていたという事情が見過ごせない。3-1で陳述したように、全人代は2004年に『矯治法』の草案を打ち出し、改革に踏み出そうとしていたが、公安部門と地方政府の反対によって停滞していた。ここから、中国改革の過程における権力構造の多元化、「中央—地方—部門」の間の複雑な力関係を垣間見えるだろう。しかし、唐慧労働案が巻き起こした世論の高まりは民心の向かうところを示し、権力への圧力になった。それに応じて、中央最高指導層に直属するメディアは地元政府の横暴を批判した。更に2012年11月21日の『人民日報』は評論文⁷¹を掲載し、「労働制度が違法である」、「その改革がすでに社会の共通認識になった」とし、改革を支持する意向を明示した。したがって、中央指導層がこの制度の改革を実行する機運を高める時期と一致したことで、事件をめぐる報道と議論の展開が可能になったと考えられる。

メディアが提起した議題と政権内部が抱える議題とある程度「一致」することは本事例から見てきた党・政府の管理下でメディアの共働が世論形成に機能しうる条件である。それは本事件にとどまらず、これまでの事例や今

►71 範正偉「制度供給応跟上時代脚步」

後ネット世論形成の可能性を考えていく上でも示唆を含んでいると考える。例えば、「都市流浪物乞いの収容移送制度」の廃止を促進した「孫志剛事件」をめぐる世論形成においても類似したパターンが見られる。1990年代の後半から、収容所内での不祥事の多発と専門家による制度廃止の呼びかけによって、管轄部門の民政部は専門家を招いて解決策を検討してきたが、各方面の利益調整の困難がゆえに抜本的な改革に踏み込まなかった（林2003；朱2003）。このような背景において、2003年に「孫志剛事件」が伝統メディアとネットの共働によって暴露され、それをきっかけにネット世論が炎上し、制度の廃止に拍車をかけた（呉2003）。また、2012年10月から発足した新しい中央指導層が腐敗撲滅に力を入れている背景を基に、ジャーナリストの「微博」に告発された「重慶市幹部雷政富の猥褻ビデオ流出事件」をはじめとして、ネット上で幹部の汚職事件が相次いで暴露されてきた。それに対して、少数民族問題や台湾問題などに関する党の方針政策を逸脱するようなテーマは完全なタブーであり、報道・議論の空間がほとんど見当たらない。

7 終わりに

中国では、21世紀に入ってから、インターネットは急速に普及し、伝統メディアの市場化改革の進展と相まって、コミュニケーション環境を一変させつつある。両者の相互補完・共働により、民意を政策過程へ反映する世論の形成の可能性が提示されてきた。特に、2009年以降、伝統メディアのジャーナリストが「微博」を活用して情報発信するという新旧メディアの共働による新たな動きが顕在化した。それはメディア管理制度によって制限されているメディアの議題設定機能や情報伝達機能の発揮に有利な作用を及ぼし、世論形成を促している。一方、権力による管理の網が張り巡らされている中で、この共働がどこまで有効に機能しうるのか、報道・言論空間をどこまで切り開けるのかは、どれだけ中央指導層の許容範囲が広がるのか、更に支持を得られるのかにかかるといえる。その範囲はその時々の政治情勢、党の方針政策、党指導部の開明度に左右され、動的で捉え難いと言えよう。本稿が浮き彫りにした「労教制度改革・撤廃」をめぐるネット世論形成のプロセスは、中国ネット世論形成のメカニズムの解明に資し、新旧メディアの共働が世論形成に効果的に作用できる条件と限界を理解する上でも一定の視座を提供できると考えている。

しかし、伝統メディアとインターネットの共働は無条件で望ましいことであるとは言えない。中国メディアは権力からの自律性が欠けている一方、市場化・産業化に伴ってメディア腐敗の問題やレントシーキングの問題も深刻しつつある。その中で、伝統メディアを通じてネット世論を操作することが懸念される。今後の研究では、前向きな可能性とともにリスクについても考察していきたい。

参考文献

- 安野智子 (2006)『重層的な世論形成過程—メディア・ネットワーク・公共性』東京大学出版会。
- 青木日照・湯川鶴章・国際社会経済研究所 (2003)『ネットは新聞を殺すのか——変貌するマスメディア』NTT出版社。
- 陳瑞華 (2001)「労働教養の歴史考察と反思」『中外法学』2001 (6),『中外法学』公式サイト掲載<http://journal.pkulaw.cn/JournalDetails>。
- 崔蘊芳 (2012)『中国網絡輿論形成機制研究』中国伝播大学出版社。
- 杜駿飛編 (2010)『沸騰の水点—2009年中国網絡輿情報告』浙江大学出版社。
- 遠藤薫編著 (2004)『間メディアの言説の連鎖と抗争—インターネットとく世論形成』東京電機大学出版局。
- 福島香織 (2011)「中国インターネット統制とのかいぐり方」渡辺浩平編『中国ネット最前線—「情報統制」と「民主化」』蒼蒼社, 172-187。
- 樊聖平・劉静 (2011)「輿論宣伝・輿論導向・輿論引導—新時期中共輿論思想的歷史演進」『蘭州大学学报』2011 (4), 154-170。
- 胡泳 (2009)「網絡社群的崛起」『南風窓』2009 (22)。
- HeZhou (2009)「Political Communication in Dual Discourse Universes」『Political Communication in Asia』Routledge, 42-71。
- 小笠原盛浩 (2012)「日本のブログスフィアにおける政治系有名ブログの影響—2007年参議院議員選挙時の内容分析から」『マス・コミュニケーション研究』2012 (81), 87-104。
- 林寒奇 (2003)「《收容遣送弁法》廃止始末」『外灘画報』新浪網2003年7月2日掲載 <http://news.sina.com.cn/c/2003-07-02/00081259648.shtml>
- 劉建明 (1988)『基礎輿論学』中国人民大学出版社。
- 劉建明 (2000)「輿論研究的建樹与未来—輿論学発展の百年回顧与展望」『新聞知識』2000 (5), 6-7。
- 連清川 (2012)「各自為戦、抑或親密戦友」『南方伝媒研究』2012 (28), 52-58。
- 劉仁文 (2001)「労働教養制度及其改革」『中国法学網』(中国社会科学院法学研究所公式サイト) <http://www.iolaw.org.cn/showArticle.asp?id=24>
- 李永剛 (2009)『我們的防火牆—網絡時代的表達与監管』廣西師範大学出版社。
- 陸曄・潘忠党 (2002)「成名的想像：中国社会轉型過程中新聞從業者的專業主義話語建構」『新聞学研究』(71), 17-59。
- 駱正林 (2012)「轉型期社会輿論的形成与伝播特徵」『新聞与伝播』2012 (4), 34-39。
- 李琿 (2010)「微博公共領域的建構」東北師範大学2010年度修士論文「中国知網」CNKI <http://www.cnki.net>
- 孫旭培著 (高井潔司・西茹・及川淳子・魯諍・雷紫雯訳) (2013)『中国における報道の自由—その展開と運命』桜美林大学北東アジア総合研究所。
- 谷藤悦史 (2010)「世論觀の変遷—民主主義理論との関連」『マス・コミュニケーション研究』2010 (77), 3-19。
- 高井潔司 (2011)『中国文化強国批判』, 蒼蒼社。
- 田村貴紀 (2005)「ウェブログ上の社会的意見に対するマスメディアの影響—トピックとターミノロジーの連鎖」『社会情報学研究』9 (2), 45-48。
- 竹下俊郎 (2010)「メディア環境の変容—ネットとの相互作用」竹下俊郎・蒲島郁夫・芹川洋一著『メディアと政治』有斐閣, 286-292。
- 呉晨宇 (2003)「孫志剛案与“收容法”廃止始末」『神州』2003 (8)。
- 呉群芳 (2011)「轉換期中国利益表達機制的運行狀況」『利益表达与分配—轉換期中国的收入差距与政府控制』中国社会出版社。
- 魏如久 (2011)「中国労働教養制度報告2010」『共識網』http://www.21ccom.net/articles/zgyj/ggzhc/article_2011012128589.html
- 万小広 (2012)「透視人民日报微博」『南方伝媒研究』2012 (38), 115-121。
- 西茹 (2008)『中国の經濟体制改革とメディア』集広社。

- 于建嵘 (2009)「中国労働教養制度改革路向—基于100個上訪劳教案例的分析」『戰略与管理』
2009 (3), 戰略与管理研究会公式サイト掲載 <http://www.cssm.org.cn/view.php?id=32476>
- 山田健太 (2001)『ジャーナリズムの行方』三省堂.
- 祝華新・単学剛・胡春江 (2012)「2012年中国互聯網輿情分析報告」『人民網』2012年12
月21日掲載 <http://yuqing.people.com>.
- 朱文鉄 (2003)「廃止“収容法”」『三聯生活週刊』公式サイト2003年7月15日掲載 <http://www.lifeweek.com.cn/2003/0715/5957.shtml>
- 張志安 (2006)『編輯部場域中的新聞生産—南方都市報個案研究 (1995-2005)』復旦大学
博士論文.

(平成25年10月31日受理、平成26年1月22日採択)